

技術的条件 (1) 予備機器等

主な意見

【措置の内容】

- ・ ③の設備に電源供給器の追加。
- ・ ②の「なお、ヘッドエンド…不要であるとしている。」は理解できなかった。
- ・ (1)に記載の「予備機器」と「応急復旧機材」との差異が不明確であるため、具体的な実施内容の想定が困難。
- ・ 「ヘッドエンド設備相互間」を「ヘッドエンド設備相互間(ただし、ヘッドエンド設備の故障時に当該ヘッドエンド設備とその機能を代替する他のヘッドエンド設備相互間を除く。)」に変更。

<理由>

通常時の放送形態として複数のヘッドエンドで機能分担しているケースとヘッドエンド機器故障時に予備のヘッドエンドを使用するケースとでは信頼度的な意味合いは全く異なる。前者においてはヘッドエンド間伝送路の冗長構成は必須と考えられるが、後者においては過剰な設備対応と考えられるため(ヘッドエンド設備と伝送路の同時事故は極めて稀であり、この場合においても予備系を持たせるのは過剰と判断。)

【幹線の予備について】

- ・ 線路の二重化について…、同軸設備については除外で良いと考える。
- ・ ②の「幹線設備」の定義を明確化にしていきたい。(同軸ケーブルは含まず、光ファイバ幹線であることを明言化する等)
- ・ ②の部分においても、主要な幹線については、線路の二重化または予備の芯線を設置しなければならないことについては、現在も同軸ケーブルのみで設備提供をしている事業者があり、その措置である線路の二重化対策が物理的に困難であることから、同軸ケーブルを除外していただきたい(措置の対象設備の範囲も同様)。
- ・ 措置の②において幹線の設備について、予備の線路又は芯線を設置しなければならないとありますが、幹線の定義で行くと同軸伝送路のほとんどに予備の線路の設置が必要になり現実的に対応が難しい。このため、準ずる措置として早期に普及させるため線材の確保を認めるべきと考えます。もしくは(3)応急復旧機材の配備で復旧機材について記述されているので②から幹線の設備を削除した方がよいと考えます。

【措置についての解説・具体策の例】

- ・ 事業者の具体対応を例に入れるべき。
- ・ 作業班1の②と同様に予備機器の定期確認を追記する。
- ・ 機器の影響範囲等に応じて予備機器を配置し、配置場所は設備構成や委託先との契約形態等による。
- ・ 予備機の配備などの準ずる措置について、保守拠点での管理に、保守契約による保守業者での配備を追記した方がよいと考えます。
- ・ 「速やかに切り替えられる」の語句説明が必要だと思います。予備の機器の設置、2 予備の機器の配備、3 それに準ずる措置については、それぞれ、語句説明がありますが、「速やかに切り替えられる」の語句には、説明の記載がありません。具体的には、措置が1 ⇒3 になるほど、取替えに要する時間は長くなります。速やかに切り替えるに要する、妥当な時間? を記載する必要があるかと思います。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (1) 予備機器等

主な意見

【措置の対象設備の範囲(受信空中線の扱い)】

ー 範囲に含めるべき

- ・ 受信空中線に関しても同様の対応が必要 但し小規模等例外はある。→ 事業者からの具体例をもとに定義をより明確にすべき。
- ・ 受信空中線についても、最低限、予備機の配備、それに準ずる措置は必要と思います。
- ・ 受信アンテナの予備品による取替え対応を可とすることで、受信空中線も対象設備の範囲とする他は異論無し。
- ・ 「ヘッドエンド設備」の解釈としては、受信空中線設備は含まれないため、併記する(受信空中線も対象設備に含める前提)。
- ・ 受信空中線については、本受信点とバックアップ受信点の2箇所設けることが望ましいが、対象設備の規模により、予備アンテナの配備や適用除外の措置を認めるべきと思います。
- ・ 受信空中線について、障害発生時には映像サービス全停波となる等、サービスへの影響大である。受信空中線も範囲に含めるべきである。受信空中線の二箇所設置(二重化)及び受信空中線とヘッドエンド間での経路の二重化措置が望ましい。
- ・ 意見として、フルにヘッドエンドの二重化は、経費・設置場所とも当村では不可能。やるとすれば、フルに二重化するのではなく、安価な地上波だけのヘッドアンプ(6波)方式などが考えられます。また、サテライトの雷・停電など受信点の二重化は必要かもしれません。
- ・ 受信空中線については、他のヘッドエンド機器とともに「ヘッドエンド設備」に含めて解釈してよいと考える。

<理由>

事故の頻度は少ないと考えられるが、事故時の影響等を考えれば、適切な予備品確保は必要と考えられるため。なお、確保の仕方については、委託先を含めた保守拠点毎に保守実績なども考慮した数量を確保するなど事業者が柔軟に対応できるよう配慮願いたい。

ー 範囲から外すべき若しくは準ずる措置で対応すべき

- ・ ①受信空中線は適用除外。
- ・ 受信空中線については一定規模以上の営利施設に限定で良いと考える。
- ・ ヘッドエンド設備に関する受信点及び給電線の扱いについては、物理的に冗長性を必ずしも確保できないことから、予備機器を配備もしくはそれに準ずる措置対策でよいのではないかと。
- ・ 受信空中線の二重化については、サブヘッドエンド設備を持つ等他の代替措置が講じられている場合や、小規模な設備である場合には適用除外とするのが適当ではないかと考える。
- ・ 受信空中線については、特に規定不要と考える。但し、受信空中線の破損等により信号が正常に受信できない場合は、サブヘッドエンド信号等への切り替えにより、停波防止対策が実施されることが望ましい。
- ・ 受信空中線(受信アンテナ)に関しても二重化が望ましいが、その構造上故障発生の可能性が低いことから「これに準ずる措置」の解釈としてとして予備アンテナを保有し故障時に取り替えることで対応化とする。給電線以降の前増幅器等も同様とする。他は異論無し。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (1) 予備機器等

主な意見

【対象設備の規模による措置の要否】

- ・ 小規模から適用。
- ・ 小規模の施設・・・適用。
- ・ 500端子以下は適用除外。
- ・ ヘッドエンド設備の予備 小規模の施設・・・適用。
- ・ 伝送路設備の機器の予備 小規模の施設・・・適用。
- ・ 小規模の施設 措置が望ましいが、必須というほどではない。
- ・ 営利の2,001端子以上およびIPマルチキャストは必須と思う。→ 具体的には事業者からの具体例をもとに定義をより明確にすべき。
- ・ ヘッドエンド相互間に複数の経路 小規模の施設・・・適用除外。
- ・ 営利の501端子以上2,000端子以下は最低の対応は必要ではないか。
- ・ 伝送路設備の予備の経路または芯線の配置 小規模の施設・・・適用除外。
- ・ 共聴施設で501端子以上は複数の地域に供給する場合は何らかの対策が必要ではないか。
- ・ 影響範囲を考え、引き込み端子5,000加入以上を対象にしたらどうか？(IPマルチキャストは別途検討が必要)。
- ・ 小規模施設の規模を決める必要があると思います。2,000端子以下程度が妥当ではないかと考えます。なお、小規模施設は、故障による影響が少ないという観点から、望ましいで良いと思います。
- ・ 小規模施設(引き込み端子数2,000以下程度)については、適用除外としていただきたい。
　　<理由>
　　小規模施設については、故障頻度の高い機器等を自衛的に確保している例はあるが、十分な整備状況とは言い難い状況であり、大規模施設並みの対応はコスト的に困難であること、また事故時の影響者数が限定的であることなどのため。
- ・ IPマルチキャスト事業者の規模の定義については、資料1でコメントしたように、ユーザ数をベースにして決定し、設備規模に応じて適切な措置(小規模事業者への適用除外等)が講じられるべきと考える。この考え方により、今後、小規模のIPマルチキャスト事業者の参入の障壁が緩和されるものと考えられる。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (2)故障検出

主な意見

【措置についての解説・具体策の例】

- ・ 事業者の具体対応を例に入れるべき。
- ・ ハード面での規制だけではなく、運用体制での対応でも配慮することが良いと考える。
- ・ 「これに準ずる措置」の例として、行政などの運営者の一員が住民である場合、TV視聴でモニタリングの役目を果たしている。
- ・ 機器に応じた故障検知を実施し、一部故障検知機能を持たない機器については、当該機器を含む区間の伝送の正常性をもって監視と見なす等の代替手段を用いている。
- ・ 片方向の伝送路設備が小、中規模には多く存在するため、小中規模の設備については加入者によるモニターを準ずる措置として認め、解説に追記するべきと考えます。この際に連絡体制表の提出などを義務付けるなどは必要と考えます。
- ・ 「通知する機能」としては、対象施設が無人的場合であって常時有人の事務所等による遠隔監視装置の設置、又は携帯端末に対するアラーム警告等、「これに準ずる措置」の具体例としては、利用者(加入者)に対し問い合わせ連絡先を周知し、その窓口に入電した情報を元に障害内容を検知する方法。
- ・ モニターを用い、オペレーター自身もしくはお客様からの申告により故障検出している例もあることから、「ベル、ランプ等により可視・可聴的・・・」の表現を「ベル、ランプやモニター等により可視・可聴的・・・」に修正していただきたい。
- ・ 「これに従ずる措置」の語句説明が必要だと思います。設備が、自動的に故障などを検出不可能な場合に、運用等により代替措置を講じる事との記載がありますが、代替措置の具体的な説明が必要かと思えます。1WAYシステムなどでは事実上、故障検出は不可能ですので、代替措置としては、「故障発生時に、24H受信可能な連絡先の周知」程度が妥当ではないかと思えます。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (2)故障検出

主な意見

【対象設備の規模による措置の可否】

- ・ 小規模から適用。
- ・ 500端子以下は適用除外。
- ・ 小規模の施設・・・適用除外。
- ・ 営利施設に限定で良いと考える。
- ・ 小規模施設については、望ましいが妥当かと思えます。
- ・ 営利の501端子以上2,000端子以下は最低の対応は必要ではないか。
- ・ 小規模の施設・・・「加入者のモニタリング」を検出手段として運用することを前提に、適用。
- ・ 共聴施設で501端子以上は複数の地域に供給する場合は何らかの対策が必要ではないか。
- ・ 影響範囲を考え、引き込み端子5,000加入以上を対象にしたらどうか？(IPマルチキャストは別途検討が必要)。
- ・ 小規模の施設 故障検出機能を装備するケースは少ないのが現状ではないか。措置が望ましいが、必須というほどではない。
- ・ 営利の2,001端子以上およびIPマルチキャストは必須と思う。→ 具体的には事業者からの具体例をもとに定義をより明確にすべき。
- ・ 小規模施設(引き込み端子数2,000以下程度)については、適用除外としていただきたい。適用除外が不可の場合は、下記の運用を代替措置として許容していただきたい。

【運用等による代替措置】

以下の2つの条件が満たされる場合は、運用等による代替措置が講じられているものとみなす。

- ・ 通報を受けてから常に1時間以内に駆け付けられる体制ができていること。
- ・ 雷など予め事故が想定される場合は、迅速な復旧体制がとれるよう配慮されていること。

<理由>

小規模な施設においては故障検出機能を備えておらず、大規模施設並みの対応はコスト的に困難であること、また事故時の影響者数が限定的であることなどのため適用除外を要望。なお、適用除外が困難な場合においては、上記代替措置により事故発生後の迅速な復旧対応が可能となり、故障検出機能を具備する場合と同様の効果が期待できるため。

- ・ IPマルチキャスト事業者の規模の定義については、資料1でコメントしたように、ユーザ数をベースにして決定し、設備規模に応じて適切な措置(小規模事業者への適用除外等)が講じられるべきと考える。この考え方により、今後、小規模のIPマルチキャスト事業者の参入の障壁が緩和されるものと考えられる。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (3) 試験機器及び応急復旧機材の配備

主な意見

【措置の内容】

- ・ (1)の予備機器等と同一の規定。

【措置についての解説・具体策の例】

- ・ 事業者の具体対応を例に入れるべき。
- ・ 点検及び検査として、1年毎等の頻度を明記してはどうか。
- ・ 措置について解説の準ずる措置について保守契約による保守業者での配備を追記した方がよいと考えます。

【対象設備の規模による措置の要否】

- ・ 小規模から適用。
- ・ 小規模の施設・・・適用。
- ・ 500端子以下は適用除外。
- ・ 営利施設に限定で良いと考える。
- ・ 小規模施設については、望ましいが妥当かと思えます。
- ・ 小規模の施設 措置が望ましいが、必須というほどではない。
- ・ 営利の501端子以上2,000端子以下は最低の対応は必要ではないか。
- ・ 小規模の施設・適用、但し、本件は規模問わず保守委託業者による対応も可能とする。
- ・ 共聴施設で501端子以上は複数の地域に供給する場合は何らかの対策が必要ではないか。
- ・ 影響範囲を考え、引き込み端子5,000加入以上を対象にしたらどうか？(IPマルチキャストは別途検討が必要)。
- ・ 営利の2,001端子以上およびIPマルチキャストは必須と思う。→ 具体的には事業者からの具体例をもとに定義をより明確にすべき。
- ・ IPマルチキャスト事業者の規模の定義については、資料1でコメントしたように、ユーザ数をベースにして決定し、設備規模に応じて適切な措置(小規模事業者への適用除外等)が講じられるべきと考える。この考え方により、今後、小規模のIPマルチキャスト事業者の参入の障壁が緩和されるものと考えられる。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (4)耐震対策

主な意見

【措置についての解説・具体策の例】

- ・ ケーブル類は捕縛。
- ・ 機器のラックへのネジ止め。
- ・ 棚板に設置し固定バンドを使用。
- ・ 事業者の具体対応を例に入れるべき。
- ・ 機器を収納するラックを、転倒しないよう床面にアンカーボルトで固定。
- ・ 通常想定される規模の地震と大規模な地震の震度の記載があるが、作業班1と記載は統一していただきたい。

【対象設備の規模による措置の要否】

- ・ 一定の経過措置が必要と考える。
- ・ (転倒防止、脱落防止)小規模の施設・・・適用。
- ・ ①、②(転倒防止、脱落防止)は規模によらず措置が必須である。
- ・ ③大規模地震の考慮は中規模以下の施設としては措置が望ましいが必須というほどではない。大規模の施設又はIPマルチキャスト施設としては必須である。
- ・ (大規模地震の考慮)小規模、中規模の施設・・・自己責任で適用除外→ヘッドエンド設備を収容している建物自体が大規模地震を考慮した耐震対策が施されていないのが実情と思われるので、適用除外とした。
- ・ 対象設備の規模による措置については、下記の通り要望させていただきたい。
 - ・ ①、②(転倒防止、脱落防止)については、非営利施設を除きすべて必須(小規模、中規模、大規模施設)
 - ・ ③(大規模地震の考慮)については、重大な支障を及ぼすおそれのある大規模施設のみ必須
 - ・ 大規模施設の基準は、引き込み端子数3万以上とする。

<理由>

事業法における規定内容や重大事故報告が必要となる場合の基準とも整合を図った規定内容とすることが望ましいため。

大規模施設の基準は、重大事故につながる可能性のある施設ということで厳密には利用者数3万以上とすべきであるが、放送法では引き込み端子数で大中小の区分としていることからそれに従った。

- ・ IPマルチキャスト事業者の規模の定義については、資料1でコメントしたように、ユーザ数をベースにして決定し、設備規模に応じて適切な措置(小規模事業者への適用除外等)が講じられるべきと考える。この考え方により、今後、小規模のIPマルチキャスト事業者の参入の障壁が緩和されるものと考えられる。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (4)耐震対策

主な意見

【対象設備の規模による措置の可否】

- ・ 500端子以下は適用除外。
- ・ 措置の①②は小規模から、③は大規模のみ。
- ・ (転倒防止、脱落防止)小規模の施設・・・適用。
- ・ (大規模地震の考慮)小規模、中規模の施設・・・適用除外。
- ・ 営利の501端子以上2,000端子以下は最低の対応は必要ではないか。
- ・ ①②(転倒防止、脱落防止)⇒小規模施設については、望ましいが妥当かと思えます。
- ・ ③(大規模地震の考慮)⇒小規模、中規模施設については、望ましいが妥当かと思えます。
- ・ 共聴施設で501端子以上は複数の地域に供給する場合は何らかの対策が必要ではないか。
- ・ 影響範囲を考え、引き込み端子5,000加入以上を対象にしたらどうか？(IPマルチキャストは別途検討が必要)。
- ・ 営利の2,001端子以上およびIPマルチキャストは必須と思う。→ 具体的には事業者からの具体例をもとに定義をより明確にすべき。
- ・ 大規模地震の考慮については、中小規模においてはヘッドエンド設備のある建物自体がこれに対応した耐震対策がなされていないケースが考えられるため、大規模地震の考慮は大規模施設のみとするべきと考えます。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (5) 停電対策

主な意見

【措置の内容】

- ・ 「(ヘッドエンド設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)」の部分を削除していただきたい。

<理由>

この部分は事業法における「交換設備」を「ヘッドエンド設備」に読み換えたもので、自家用発電機を必須とする根拠が明確とは言えない。「交換設備」で必須としてきたのは、負荷が大きすぎて蓄電池のみによる対策では、明らかに不十分といった背景があったものと想定される。通常の再送信のみを行っているヘッドエンド設備であれば、蓄電池(UPSを含む)のみで十分停電対策が可能であり、敢えて信頼度的にも劣る回転型の電源設備を組み合わせる必然性は無いと考えられる(技術的側面及び経済性の観点の双方とも)。また、アナログ設備の廃止により負荷減少となるヘッドエンドも多くなると見込まれ、自家用発電機を必須とする理由は益々乏しくなるものと想定。弊財団の場合、専用役務を提供している地域のヘッドエンドについては、UPS設置のみで自己確認届をしていることから事業法との整合を図る上でも自家用発電機を必須としない取り扱いをお願いしたい(スタジオ設備等と一体的な電源供給を考えるケースもあり、停電対策としては事業者の設備実態に合った選択を可能とする規定がよいと思われる。)

【措置についての解説・具体策の例】

- ・ 一定の経過措置が必要と考える。
- ・ 事業者の具体対応を例に入れるべき。
- ・ 「具体策の例」の中に、停電バックアップとして、具体的数値(時間)を明記してはどうか。
- ・ 自家用発電機、UPS(無停電電源装置)等の設置を行っている電気通信事業者が提供するビルを選定。

【措置の対象設備の範囲】

- ・ 光ノード以降の増幅器(能動機器)も対象とする。
- ・ 停電の場合小規模施設であれば、加入者宅も同一エリアで停電していると考えられるので、除外する方が合理的と考えます。また、中規模以上の設備についても、同軸部分では同じような考えで、HFCの光ノードまでが対策されていれば著しく障害を及ぼさないもので、光ノードまでというのが合理的と考えます。
- ・ 電気通信事業者が提供する電気通信役務や設備等を利用している場合は、「事業用電気通信設備管理規定」等に基づいた措置を講じているため、それ以上の技術条件を付加する必要はないと考える。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (5) 停電対策

主な意見

【対象設備の規模による措置の可否】

- ・ 小規模の施設・・・適用除外。
- ・ 中規模施設以上に適用。
- ・ 500端子以下は適用除外。
- ・ 営利施設に限定で良いと考える。
- ・ 小規模施設については、望ましいが妥当かと思えます。
- ・ 小規模の施設 措置が望ましいが、必須というほどではない。
- ・ 営利の501端子以上2,000端子以下は最低の対応は必要ではないか。
- ・ 小規模の施設・・・自主放送等で防災情報を放送している設備においては、適用。
- ・ 共聴施設で501端子以上は複数の地域に供給する場合は何らかの対策が必要ではないか。
- ・ 影響範囲を考え、引き込み端子5,000加入以上を対象にしたらどうか？(IPマルチキャストは別途検討が必要)。
- ・ 営利の2,001端子以上およびIPマルチキャストは必須と思う。→ 具体的には事業者からの具体例をもとに定義をより明確にすべき。
- ・ 対象設備の規模による措置については、小規模施設(引き込み端子数2,000以下程度)についても適用除外としていただきたい。

<理由>

小規模な施設においては停電対策機能を備えておらず、大規模施設並みの対応はコスト的に困難であること、また事故時の影響者数が限定的であることなどのため適用除外を要望。

- ・ IPマルチキャスト事業者の規模の定義については、資料1でコメントしたように、ユーザ数をベースにして決定し、設備規模に応じて適切な措置(小規模事業者への適用除外等)が講じられるべきと考える。この考え方により、今後、小規模のIPマルチキャスト事業者の参入の障壁が緩和されるものと考えられる。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (6) 誘導対策

主な意見

【措置の内容】

- ・ 小規模施設の場合は対象となる設備の近傍に設置されることは少ないと考えられる。基本的に対象となる設備の近傍に設置する場合のみ適用のただし書きをした方がいいと考えます。

【措置についての解説・具体策の例】

- ・ 一定の経過措置が必要と考える。
- ・ 事業者の具体対応を例に入れるべき。
- ・ 防護措置の具体例として、ノンメタリックケーブルを使用して、誘導を受けないようにする。
- ・ 光ファイバの場合の防護措置の具体策として、テンションメンバにFRP等のノンメタリック材を使用する等のただし書きを記載。
- ・ 光ファイバに対する防護措置の具体例として、テンションメンバーにFRPなどのノンメタリックケーブルを使用する場合はその限りではないとの追加をしていただきたい。

【対象設備の規模による措置の要否】

- ・ 小規模の施設・・・適用。
- ・ 中規模施設以上に適用。
- ・ 500端子以下は適用除外。
- ・ 全ての施設で必須とすべきである。
- ・ 小規模施設については、望ましいが妥当かと思えます。
- ・ 営利の501端子以上2,000端子以下は最低の対応は必要ではないか。
- ・ 共聴施設で501端子以上は複数の地域に供給する場合は何らかの対策が必要ではないか。
- ・ 小規模の施設・・・安全面の見地から、設備工事や保守作業で、当該設備に触る場合には、適用。
- ・ 影響範囲を考え、引き込み端子5,000加入以上を対象にしたらどうか？(IPマルチキャストは別途検討が必要)。
- ・ 営利の2,001端子以上およびIPマルチキャストは必須と思う。→ 具体的には事業者からの具体例をもとに定義をより明確にすべき。
- ・ 対象設備の規模による措置については、小規模施設についても必須とすべきと考えます。

<理由>

安全・信頼性に係る基本的な内容であるので、規模によらず必須とすることが妥当と判断するため。

- ・ IPマルチキャスト事業者の規模の定義については、資料1でコメントしたように、ユーザ数をベースにして決定し、設備規模に応じて適切な措置(小規模事業者への適用除外等)が講じられるべきと考える。この考え方により、今後、小規模のIPマルチキャスト事業者の参入の障壁が緩和されるものと考えられる。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (7)防火対策

主な意見

【措置についての解説・具体策の例】

- ・ 一定の経過措置が必要と考える。
- ・ 規模により火災報知、消火器設置で良いのではと考える。
- ・ 基本的に異論はないが、
 - 事業者の具体対応を例に入れるべき。
 - 消防法との整合性を取るなど、具体的な内容が必要と考える。
- ・ 火災報知機、消火設備の設置(ガス消火設備、消火器、等)を設置した電気通信事業者が提供するビルを選定。
- ・ 具体策として、火災の初期段階での消火を行うためのガス系(ハロン、窒素)自動消火設備の設置。準ずる措置として、自動消火設備の代替策として、保守拠点での集中監視により火災発生時に駆けつけて消火を行う等。

【措置の対象設備の範囲】

- ・ 電気通信事業者が提供する電気通信役務や設備等を利用している場合は、「事業用電気通信設備管理規定」等に基づいた措置を講じているため、それ以上の技術条件を付加する必要はないと考える。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (7)防火対策

主な意見

【対象設備の規模による措置の可否】

- ・ 小規模施設から適用。
- ・ 小規模の施設・・・適用。
- ・ 小規模の施設・・・適用。
- ・ 500端子以下は適用除外。
- ・ 小規模施設については、望ましいが妥当かと思えます。
- ・ 小規模の施設 措置が望ましいが、必須というほどではない。
- ・ 営利の501端子以上2,000端子以下は最低の対応必要ではないか。
- ・ 共聴施設で501端子以上は複数の地域に供給する場合は何らかの対策が必要ではないか。
- ・ 具体例によるが一般家庭、一般事業所が実施する内容は全てに適用すべき(消防法の範疇?)。
- ・ 影響範囲を考え、引き込み端子5,000加入以上を対象にしたらどうか?(IPマルチキャストは別途検討が必要)
- ・ 営利の2,001端子以上およびIPマルチキャストは必須と思う。→ 具体的には事業者からの具体例をもとに定義をより明確にすべき。
- ・ 対象設備の規模による措置については、小規模施設(引き込み端子数2,000以下程度)についても適用除外としていただきたい。

<理由>

小規模な施設においては自動火災報知設備や消火設備を設置しておらず、大規模施設並みの対応はコスト的に困難であること、また事故時の影響者数が限定的であることなどのため適用除外を要望。なお、適用除外が困難な場合においては、「これに準ずる措置」として下記の対応を認めていただきたい。

【これに準ずる措置】

- ・ 定期的な巡視点検を実施する体制がとられていること。
- ・ ヘッドエンド周辺居住者に対して、ヘッドエンド火災時における通報先が周知徹底されていること。
- ・ IPマルチキャスト事業者の規模の定義については、資料1でコメントしたように、ユーザ数をベースにして決定し、設備規模に応じて適切な措置(小規模事業者への適用除外等)が講じられるべきと考える。この考え方により、今後、小規模のIPマルチキャスト事業者の参入の障壁が緩和されるものと考えられる。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (8)屋外設備

主な意見

【措置の内容】

- ・ 塩害については、機器だけの対応では無理がある。
- ・ 内容については異論無し。ただし、無線系作業班1の同一項目における“通常想定される気象の変化”の定義が異なるため、統一。

【措置についての解説・具体策の例】

- ・ 一定の経過措置が必要と考える。
- ・ 事業者の具体対応を例に入れるべき。
- ・ 屋外に設置する受信設備については、(9)によるビルセキュリティにより公衆が立ち入れない場所に設備を設置し、その環境に応じ、台風、降雪、高層対策等を実施。

【措置の対象設備の範囲】

- ・ 電気通信事業者が提供する電気通信役務や設備等を利用している場合は、「事業用電気通信設備管理規定」等に基づいた措置を講じているため、それ以上の技術条件を付加する必要はないと考える。

【対象設備の規模による措置の要否】

- ・ 小規模施設から適用。
- ・ ①に関しては特に異論なし。
- ・ (公衆が容易に触れることのできない)共聴施設(非営利の施設)・・・自己責任で適用除外。
- ・ ①外部環境の影響を容易に受けない規模によらず必須とすべきである。
- ・ ②公衆が容易に触れることのできない規模によらず必須とすべきである。
- ・ (公衆が容易に触れることのできない)共聴施設(非営利の施設)・・・適用除外。
- ・ ②は全てに対応すべき。→ 具体的には事業者からの具体例をもとに定義をより明確にすべき。
- ・ ②(公衆が容易に触れることのできない)→共聴施設(非営利の施設)については、望ましいが妥当かと思えます。
- ・ 特に公衆が容易に触れることが出来ない事に対しては、第三者からの自衛や第三者に対する影響を考慮し、全ての設備を対象とするのが好ましいと思われる。
- ・ IPマルチキャスト事業者の規模の定義については、資料1でコメントしたように、ユーザ数をベースにして決定し、設備規模に応じて適切な措置(小規模事業者への適用除外等)が講じられるべきと考える。この考え方により、今後、小規模のIPマルチキャスト事業者の参入の障壁が緩和されるものと考えられる。
- ・ 受信アンテナ設備について、公衆が容易にそれに触れることができないよう求めているが、利用者が事業者となっている施設については、自己責任で措置すべき問題なので、対象外とすることが適当と考えるが、諸般の事情からそれが難しければ、「利用者が事業者となっている施設は、実質的に適用除外とする必要性が認められるので、別途、検討が必要」または「山の中や個人または法人の敷地内など、日常的に公衆が出入りしない場所に設置された設備は、措置をしたことと同様と見なす検討が別途必要」という主旨を報告書に付記することが適当と考える。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (9)ヘッドエンド設備を収容する建築物等

主な意見

【措置の内容】

- ・ “必要な措置”の定義。

【措置についての解説・具体策の例】

- ・ 一定の経過措置が必要と考える。
- ・ 事業者の具体対応を例に入れるべき。
- ・ 事前申請とし、ICタグカードの貸し出しによる入出管理を行う。
- ・ 共聴施設(非営利の施設)又は小規模の施設・・・自己責任で適用除外。
- ・ 下記条件をベースにした電気通信事業者が提供するビルを選定している。
 - ・ 震度6でも倒壊しない強度のビルを選定
 - ・ 通信機械室用空調設備、床下吹き上げ方式等による温度及び湿度の維持
 - ・ ICカード、生体認証、有人受付等によるセキュリティ担保
- ・ 共同受信施設の場合、パンザマスト、アングル鉄塔等にヘッドエンドと同等機能の設備を設置するケースがある。この場合、ア、ウは対応できないが、エに関してはフェンスで区分する等の措置が考えられる。

【措置の対象設備の範囲】

- ・ 電気通信事業者が提供する電気通信役務や設備等を利用している場合は、「事業用電気通信設備管理規定」等に基づいた措置を講じているため、それ以上の技術条件を付加する必要はないと考える。
- ・ 受信アンテナ設備について、公衆が容易にそれに触れることができないよう求めているが、利用者が事業者となっている施設については、自己責任で措置すべき問題なので、対象外とすることが適当と考えるが、諸般の事情からそれが難しければ、「利用者が事業者となっている施設は、実質的に適用除外とする必要性が認められるので、別途、検討が必要」または「山の中や個人または法人の敷地内など、日常的に公衆が出入りしない場所に設置された設備は、措置をしたことと同様と見なす検討が別途必要」という主旨を報告書に付記することが適当と考える。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

技術的条件 (9)ヘッドエンド設備を収容する建築物等

主な意見

【対象設備の規模による措置の可否】

- ・ 小規模施設から適用。
- ・ 500端子以下は適用除外。
- ・ 営利施設に限定で良いと考える。
- ・ 共聴施設(非営利の施設)又は小規模の施設・・・適用除外。
- ・ 小規模の施設 措置が望ましいが、必須というほどではない。
- ・ 中規模以上の施設、IPマルチキャストとしては必須とすべきである。
- ・ 営利の501端子以上2,000端子以下は最低の対応必要ではないか。
- ・ 共聴施設(非営利の施設)又は小規模の施設については、望ましいが妥当かと思います。
- ・ 共聴施設で501端子以上は複数の地域に供給する場合は何らかの対策が必要ではないか。
- ・ 営利の2,001端子以上およびIPマルチキャストは必須と思う。→ 具体的には事業者からの具体例をもとに定義をより明確にすべき。
- ・ 特に公衆が容易に触れることが出来ない事に対しては、第三者からの自衛や第三者に対する影響を考慮し、全ての設備を対象とするのが好ましいと思われる。
- ・ 対象設備の規模による措置については、小規模施設についても必須とすべきと考えます。

<理由>

安全・信頼性に係る基本的な内容であるので、規模によらず必須とすることが妥当と判断するため。

- ・ IPマルチキャスト事業者の規模の定義については、資料1でコメントしたように、ユーザ数をベースにして決定し、設備規模に応じて適切な措置(小規模事業者への適用除外等)が講じられるべきと考える。この考え方により、今後、小規模のIPマルチキャスト事業者の参入の障壁が緩和されるものと考えられる。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

予備機器の定期確認

主な意見

【規定すべき】

- ・ 措置必要。
- ・ 予備機器の定期点検により、機能確認を行わないと、切替時に予備機器の動作が保証されないことになるので、必要と考える。
- ・ 予備の機器は不測の事態で使用するものであるため、その時動作せず、その理由が予備機の動作の未確認であることは予備機の意味がなくなると同時に本来の趣旨を守れなくなる。したがって、本項目は必要と考える。

【規定する必要はない】

- ・ ALMの有無にはハード改修が必要な場合もある。そこまでの必要性があるのかと考える。
- ・ 予備機器の定期点検はケーブル事業者の責任で実施すれば良い(電界コンデンサを実装している機器はエージング等実施している)。
- ・ 代替手段としての予備機器であり万が一の際の機器動作保障は必要であるが、機器によってはその動作検証が困難な場合があるため、「実施が望ましい」程度の表記にとどめては？
- ・ 予備機器の定期的な動作確認について、より信頼性の向上に繋がると考えられるが、必須というほどでもないと考える。具体策の例の中で、「実施が望ましい」という表現で追記してはどうか。
- ・ 予備機器の設置もしくは配備は、ヘッドエンド設備の主要機器二重化、幹線線路の冗長化の補完的な位置づけと考える。その機器の動作確認までは求めず、外環目視点検程度でよいのではないか。
- ・ 予備機器の確認は行われることが望ましいが、予備機器の保有形態や委託先との契約形態、各機器の信頼性等によっても動作確認の頻度や方法が異なる点も考慮して要件を定めるべきである。
- ・ 予備機器の設置もしくは配備は、主要機器の二重化や幹線線路の冗長化等の補完的な位置づけであると考える。全ての機器の動作確認までは不要であり、必要性があるものについても外観目視程度で足りるものと考える。
- ・ 保存(在庫)期間の確認が妥当かと思えます。予備機器は基本的に保存(在庫)により、故障する可能性は少ないと考えます。ただし、長期保存(在庫)により劣化する部品が含まれる場合は、その旨を確認し、保存(在庫)期間を過ぎた物は交換する事とする、程度が妥当かと思えます。
- ・ 予備機器等に関する措置の②放送設備の機器を代替することができる予備の機器は、定期的な機能確認等の措置を講じられていなければならないとの記載があるが、電気通信事業法にもその記載がなく、本来、事業者の判断に応じて実施すべきものであり、特に記載する必要はないのではないか。
- ・ 所有する設備の運用に至るまでを特記した内容となっておりますが、事業用電気通信設備規則では詳細までの記載はなく、放送法と電気通信事業法で記載が異なることは適切ではないと考えます。従いまして、当社としてはこれら各項目につきましても、現状の電気通信事業法を準用することが適当と考えます。
- ・ 一般放送において基幹放送並みの定期確認を行うことは困難であり、非現実的。

<理由>

大規模局については実行可能なケースがありうると思われるが、一般放送の場合は通常実施しておらず、基幹放送並みの対応を義務付けるのは困難と判断。定期確認が必要という形になった場合は、実行可能な運用上の対応が認められるようお願いしたい。例えば下記の方法などが考えられる。

【運用上の対応策】

- ・ 予備機器を使用状態と同じ状態で設置する場合、もしくは適正な環境条件下で保管される場合
(注)適正な環境条件とは、高温、多湿、直射日光等を避け、結露や変質等により機能劣化を促進させない状態。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

電力設備の電力確保

主な意見

【規定すべき】

- ・ 措置必要。
- ・ 措置必要。
- ・ 措置は必要。但し、容量については目安が必要である。
- ・ 中規模、大規模、IPマルチキャストについて、措置適用が妥当かと思います。

【規定する必要はない】

- ・ 電気通信事業法に基づき提供されている建物で提供される電源設備で実施されている措置の範囲で留めるべきと考える。
- ・ 電源設備として、予備の機器を利用する場合を含めて、一般放送の業務を行うため、十分な電力が確保されるべきである。停電対策の「具体策の例」の中に追記してはどうか。
- ・ 電源設備に関する措置の①放送の業務を行なうために十分な電力が確保されたものでなければならないとの記述があるが、十分な電力の定義が曖昧であるとともに本来確保すべき必要な電力の基準は、事業者の判断に委ねるべきであり、特に記載する必要はないのではないか。
- ・ 有線系においても当然該当するが、事業用電気通信設備規則における電源設備規定は負荷変動を想定した上で、その許容範囲内の動作電圧/電流を確保することを求めたもので、必要な電力の確保のみで規定する必要性は低いのではないか(負荷に必要な電力の確保は当然との考え)。
- ・ 所有する設備の運用に至るまでを特記した内容となっておりますが、事業用電気通信設備規則では詳細までの記載はなく、放送法と電気通信事業法で記載が異なることは適切ではないと考えます。従いまして、当社としてはこれら各項目につきましても、現状の電気通信事業法を準用することが適当と考えます。
- ・ 規定として明記する必要は無いと判断。

<理由>

放送設備に限らず電源設備として当然の内容であり、改めて規定する必要性は無いと判断。

【その他】

- ・ 移行期間が必要と考える。
- ・ 放送で言う電源設備、ケーブルテレビ側のUPSに違いが有るか不明。
- ・ 措置の必要は認めるが、作業班2の議論と平仄をとった対応となることが望ましい。
- ・ ここでいう十分な電力とは何を意味するか良く理解できない部分もあるが、予備機や測定器等を接続した場合に、容量不足でメイン機器の動作が正常でなくなることを述べているのなら当然の措置である。また、②もそれ相応の措置と考えられる。作業班1の(6)では停電対策は記載されており、本内容はケーブル事業者の放送のキー局に相当する事業者では適用されるべきではないか。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

発電機の燃料備蓄等

主な意見

【規定すべき】

- ・ 措置必要。
- ・ 措置必要。
- ・ 同様の規定は必要と考える。
- ・ 設備規模により必要と考える。
- ・ 措置は必要。但し、容量については目安が必要である。
- ・ 中規模、大規模、IPマルチキャストについて、措置適用が妥当かと思えます。

【規定する必要はない】

- ・ ケーブル事業者の責任で実施すれば良い。
- ・ 発電機として、燃料の備蓄は不可欠と考える。停電対策「具体策の例」の中に、明記してはどうか。
- ・ 電気通信事業法に基づき提供されている建物で提供される電源設備で実施されている措置の範囲で留めるべきと考える。
- ・ 停電対策に関する措置の②自家用発電機などの燃料の備蓄や補給手段の記載があるが、電気通信事業法にはそこまでの記載がないことから、特に記載する必要はないのではないか。
- ・ 発電機の燃料は復旧時間を想定して準備されるものとするが電力復旧まで継続供給することを制度化することはかなりの体力を必要とするものとするもの考える。ケーブルの場合は不要ではないか。
- ・ 所有する設備の運用に至るまでを特記した内容となっておりますが、事業用電気通信設備規則では詳細までの記載はなく、放送法と電気通信事業法で記載が異なることは適切ではないと考えます。従いまして、当社としてはこれら各項目につきましても、現状の電気通信事業法を準用することが適当と考えます。
- ・ 規定として明記する必要は無いと判断。

<理由>

自家用発電機を設置する場合には当然考慮すべき内容であり、蓄電池の場合の運転可能時間と同じ位置づけ。蓄電池に関して運転可能時間の記述をしないのであれば、省略すべき。

注意喚起の意味で解説等においてコメントするのはよいと思われる。

【その他】

- ・ 措置の必要は認めるが、作業班2の議論と平仄をとった対応となることが望ましい。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

耐雷措置

主な意見

【規定すべき】

- ・ 措置必要。
- ・ 措置必要。
- ・ 措置必要。但し、基準設定が難しいと考える。
- ・ 中規模、大規模、IPマルチキャストについて、措置適用が妥当かと思えます。
- ・ 枠内の内容で問題なし。ただし、詳細対策まで拘束することのないよう配慮していただきたい。

<理由>

雷による事故頻度は多いことから、規定内容は原案通りで問題無いと思われる。ただし、個別の対策は、設備形態や地域特性などで様々であり、また影響度合いも各々異なることから、事業者が柔軟に対応できるよう配慮願いたい。

- ・ 雷措置として下記措置が取られているケースが多い。
 - － 受信空中線設置場所での避雷針設置
 - － ヘッドエンド設備での適切なアース配線
 - － 電源設備での適切なアース配線及び避雷器の設置
 - － 線路機器(光ノード、増幅器など)に対する適切なアース接地
 - － 加入者宅での保安器設置 など

他の法律で義務付けられている事項があればそれに従い、ないものについては、本省令で耐雷措置の項を追加することでどうか。また、規模として小規模の施設としては、措置が望ましい。中規模以上の施設、IPマルチキャストとしては、措置が必須である。

【規定する必要はない】

- ・ 実施されていることで不要。
- ・ 電気通信事業法に基づき提供されている設備や建物で実施されている措置の範囲で留めるべきと考える。
- ・ 措置されることが望ましいが、電気通信事業法に基づき提供されている設備や建物で実施されている範囲に留めるべきと考える。
- ・ 耐雷措置に関する記載があるが、電気通信事業法には、耐雷措置に関する記載は、誘導対策の中に含まれていることから、特に耐雷対策の項出して記載する必要はないのではないか。
- ・ 放送系の対象は送信設備に限定されるのに対し、有線系の場合、受信空中線設備以外にも伝送路設備が保護の対象となる。現在使用されている各種伝送機器(ノード、アンプ、PS)には技術的に採りうるサージ対策が施されており、あらためて規定する必要はないのではないか。受信空中線に関しては、建築基準法による避雷設備設置基準あり(20メートル超の建築物の場合)。
- ・ 所有する設備の運用に至るまでを特記した内容となっておりますが、事業用電気通信設備規則では詳細までの記載はなく、放送法と電気通信事業法で記載が異なることは適切ではないと考えます。従いまして、当社としてはこれら各項目につきましても、現状の電気通信事業法を準用することが適当と考えます。
- ・ 社屋は当然対応していると考えるが、幹線アンプやブランチアンプ、タップオフなどの機器の設置してある電柱には避雷針は設置していない。雷の多い北陸、群馬等でも特別な対策は実施していない。該地域では直雷も多くテレビもアンテナ経由で被害にあうようである。電柱に避雷針を建てるのがベストであるが電柱の所有権と費用の問題極めて現実的でないと思われる。結論としては不要と考える。

【その他】

- ・ 移行期間が必要と考える。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

論点1:対象となる設備の捉え方

主な意見

- ・ 引き込み端子数が501以上の設備を対象とすることが適当とあるが、対象となる設備規模をもっと大きくしてもよいと考える。(例えば1,000若しくは2,000など)
　　<理由>
　　許可基準として501という数値が決定した当時と比較し、技術標準化や設備面での進歩も著しく一定の技術水準は維持されてきていること、また現在使用されている光ノードでは1ノードで1,000端子以上のもも相当数存在することなどのため。(501端子という数値は小さ過ぎ、時代に適合していないと考えられる。)

論点2:設備の規模の考慮

主な意見

- ・ 設備の規模に応じた安全信頼性対策の要件検討に基本的に賛成であるが、具体的に2,000端子以下については、小規模施設として適用除外していただきたい。
　　<理由>
　　小規模なものには共聴施設的作用のものも多く、大規模で多チャンネル放送や通信事業を行う施設のような対策はコスト面から困難。
　　現在使用されている光ノードでは1ノードで1,000端子以上のもも相当数存在し、最大で2,000端子程度までカバーしているケースもあり、一つのヘッドエンドを中心とした設備規模がこれ以下であれば停波時の影響が比較的小規模と判断してもよいと考えるため。
- ・ IPマルチキャスト放送で利用している電気通信設備は、放送事業の提供のみを目的に設置されているものではないため、IPマルチキャスト事業者の設備規模は、総務省に報告している加入者数をベースにした考え方としたほうが良いと考える。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

論点20: 重大事故の基準について

主な意見

- ・ 電気通信事業法の報告基準に合わせることが適切と考えるが、「品質低下」については定義が不明確であれば運用上混乱をきたすおそれがあり、削除するのが適切ではないかと考えられる。
- ・ 重大事故の基準を「電気通信事業法」報告基準に合わせることについては基本的に同意する。ただし、「品質低下」の定義が不明瞭であるため、当該表記は削除すべきであるとする。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

小／中／大規模の具体的な数値

主な意見

- ・ 大規模、中規模……、施設の定義が必要と考える。5,000以上or2,000以上の施設とすることで良いのではないか。
- ・ 小501～2,000端子／中2,001～5,000端子／大5,001～
- ・ 小規模施設(501～2,000端子)が妥当かと思えます。
中規模施設(2,001～5,000端子)が妥当かと思えます。
大規模施設(5,001端子以上)が妥当かと思えます。
- ・ 共聴施設として、小規模以下の施設が大多数と考えられるが、小規模以上の施設も存在すると認識する。
そのため、規模の区分としては、単に端子数を尺度とすることでどうか。
以下は施設単位での区分け案です。
 - －本法律の適用外 ～500端子
 - －小規模 501～2,000端子
 - －中規模 2,001～10,000端子
 - －大規模 10,001端子～
- ・ 規模の定義案は 小規模501～2000／中規模2,001～10,000／大規模 10,001以上
- ・ 本技術的条件の適用施設範囲 登録一般放送事業者(501端子以上)
小規模 501～5,000端子
中規模 5,001～20,000端子
大規模 20,001～
理由) 届出一般放送事業施設の管理者不在であり、規模も小さい。5,000端子以下は自主放送なしの小規模施設が多い。日本ケーブルテレビ連盟の公表する業界データより、ホームパスに対する総接続世帯数は、44.5%となっているので、端子数の半分以下が実際の放送サービスの提供を受けていることとなるため。放送サービスを受ける世帯数での区分が最も望ましいと考える。
- ・ 小規模:引き込み端子数2,000以下
中規模: " 2,001以上29,999以下(第16条第3項の適用除外は5,000以下に適用)
大規模: " 30,000以上
<理由>
技術基準適合義務を課す範囲としては、技術標準化や設備面での進歩を考慮すれば501より大きくしても問題ないと思われ、現在の設備実態などをみれば2,001以上が最適と判断される。(30数年前とは状況が一変しており、2,000以下の設備でも一定の技術水準は維持されている。)また、大規模施設は、事故時に重大事故報告の可能性をもつ30,000以上とすることで事業法とも整合をはかるべきと判断(詳細は別紙参照)。
- ・ 小規模:501～3,000端子
中規模:3,001～30,000端子
大規模:30,001～
共聴は全て、小規模は予備機器及び試験機器以外、中規模は大規模を考慮した耐震対策を適用除外に。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

自由記入

主な意見

- ・ 500端子以下施設は、概ね適用除外が相当である(「屋外施設②公衆が容易に触れられない」を除いて)。
- ・ 作業班1の報告書骨子(案)のほうが具体案が明確な部分が多いと思います。
- ・ 作業班2も作業班1と整合性を取っている部分はありますが大きな差分すなわち冒頭にコメントさせていただいた作業班1の
 - ・ 予備機器の定期確認(P.9)
 - ・ 電源設備の電力確保(P.12)
 - ・ 発電機の燃料備蓄等(P.14)
 - ・ 耐雷措置(P.19)に関しては更なる整合性をお願いしたいと思います。
- ・ 災害時の設備関連の放送のガイドラインとして以下の物がARIBのHPIにあります。ご参考ください。
放送施設災害対策のガイドライン 技術資料
ARIB TR-B1
平成7年12月26日 制定
(阪神淡路大震災を受けて作成したものと聞いています)
- ・ 【全ての措置の内容について】基本的な方針は問題ないと考えます。
- ・ 作業班1に対する骨子は、全体に、技術的条件が電気通信事業法や作業班2と比較し、細かい記述が見受けられます。今回の規制は、電気通信事業法と同等にするものと意識しておりますので、詳細な部分まで細かく記載されると、かえって、電気通信事業法の技術的条件より規制強化につながる恐れがあることから、できるだけ、電気通信事業法の記載をあわすべきと思われる。なお、作業班2との設備構成などの違いはあるものの技術的条件の考え方やその対策などに関する記載や解説などはできるだけ共通化すべきと思われる。
- ・ 耐震対策の大地震の定義について、作業班2との記載との統一を図って欲しい(電気通信事業法に準ずるべき)。
- ・ 停電対策に関する措置の①予備の購入電力線への切り替えその他これに準ずる記載があるが、電気通信事業法にはそこまでの記載がないことから、具体策の中に記載するだけで良いのではないか。
- ・ 除外は、再送信のみ500端子以下でも、自主放送を提供している場合は除外にして良いものか。
- ・ 小規模施設は経営的に厳しく、ヘッドエンドや伝送路の2重化をするのは自主財源ではかなり困難。補助金などの検討をしていただきたい。
- ・ 有線テレビジョン放送事業者においては放送事業者が全ての設備を設置・運用することになるが、電気通信役務利用放送事業者においては他の電気通信事業者の役務を利用する関係上、当該電気通信事業者の設備・運用基準に拠らざるをえない。
- ・ 他の電気通信役務を利用した場合の技術的条件の担保の方法についての考え方を整理する必要があるのではないか。
- ・ 仮に放送事業者が担保する方法が電気通信事業者にとって過度に負担となるようなものとなった場合には、放送事業者は電気通信事業者から通常の料金水準で役務提供を受けることが困難になるおそれがあり、電気通信役務を利用した放送事業への参入の道は閉ざされることになりかねない。
- ・ なお、電気通信事業者は、現在も事業用電気通信設備規則に準拠して設備運営を行っており、当該電気通信事業者の電気通信役務を利用して放送を行うことは、安全・信頼性の観点からは、特に問題ないと考えられる。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

自由記入

主な意見

- ・ IPマルチキャスト事業者は、電気通信事業者が提供する電気通信役務を利用して放送サービスを提供するケースが多いが、これらは「事業用電気通信設備管理規程」等に基づいた措置を講じており、作業班2として、それ以上の技術条件を付加する必要はないものとする。
- ・ 上記に該当する範囲としては、伝送路設備、伝送路設備等を設置している建物、及びヘッドエンド設備の中で利用されている一部電気通信役務等が該当するが、ヘッドエンド設備の範囲についての意見を述べる。
- ・ 登録施設かどうかの境が、仮に501端子となることを前提とすると、難視聴解消や障害対策を目的としたいわゆる共聴は、多くが今回の技術的条件を適用する対象外となる。しかしながら、501端子以上のいわゆる共聴も実際に存在しており、技術的条件を規定するにあたり一定の配慮が必要である。共聴は、他者へのサービス提供を目的とした一般放送の設備という側面よりも地元住民も事業者となる“自己受信設備”の要素が強く、新たな技術基準を満足させるために設備追加が必要となった場合、その投資に対して理解を得ることは極めて困難である。これらの施設について、今回の答申で明確に対象外とすることが実際的と考えるが、諸般の事情からそれが難しければ、「非営利の共聴、または利用者が事業者となっている施設については、実質的に適用除外とする必要性が認められるので、別途、検討が必要」という主旨を報告書に付記することが適当と考える。
- ・ 一つのヘッドエンド装置を一つの施設として適用する前提としているが、ヘッドエンドを共有して複数の共聴施設が接続されている例が多くあり、これらは個々の施設に組合が存在し、個々の施設の範囲に対して運営している実情がある。このようなケースについては“自己受信設備”の要素が強いことから、結果的に総計で501端子以上になったとしても今回の答申で明確に対象外とすることが実際的と考えるが、諸般の事情からそれが難しければ、「非営利の共聴、または利用者が事業者となっている施設であって、ヘッドエンドを共有する複数施設については、適用除外とする必要性が認められるので、別途、検討が必要」という主旨を報告書に付記することが適当と考える。

技術的条件(素案)に対する意見のとりまとめ結果

自由記入

主な意見

- ・ 当社では、第1回作業班(2010.12.24)にて提示された論点6につきまして、本年1月7日に下記の意見を提出いたしております。

「条項名 予備機器等」

電気通信事業法では、端末回線についての予備機器の設置は適用が除外されている。したがって、放送用設備についても事業用設備と沿うように、ヘッドエンドから受信者宅までのアクセス系伝送設備(伝送設備)を端末回線とし、適用を除外するべきであると考えます。

弊社意見を含め、作業班構成員からの意見を取りまとめた結果につきましては、第2回作業班において資料作2 2-2-1として事務局より報告され、それをもとに、資料作2 2-4「有線登録一般放送の業務に用いられる電気通信設備の技術的条件について(素案)」として事務局の案が示されたところです。

この中で、論点6につきましては、同資料(1)予備機器等に、

伝送路設備のうち、ヘッドエンド設備相互間を接続する伝送路設備及び幹線の設備には、予備の線路又は芯線を設置しなければならない。ただし、当該伝送路設備の故障その他の発生時に、他の伝送路設備によりその業務が確保できるものについては、この限りでない。

伝送路設備において伝送路に共通に使用される機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。

とされ、上記において、幹線とは、有線テレビジョン放送法施行規則第2条第八項において定義される「施設の線路であって、ヘッドエンドから全ての中継増幅器(引込み線に介在するものを除く。次号において同じ。)までの間(略)のものをいう」が適用されると聞いております。また、③の伝送路に共通に使用される機器の例としては中継増幅器、タップオフ等が例示されております。

当社としては、上記の規制が適用になった場合、当社のみならずケーブルテレビ事業者の経営に大きな影響を与える可能性があると考えており、下記の点について意見を申し述べます。

- 1 当社は、電気通信事業者として電気通信事業法の適用をうけております。事業用電気通信設備規則上、当社のヘッドエンドからお客様までの回線は端末系伝送路として区分されており、同規則第4条第2項第一号において、予備の電気通信回路の設置を除外されております。
- 2 また、有線テレビジョン放送施設としては、同第4条2項第二号において、ケーブルテレビ事業者の設置するヘッドエンドから端末までの設備(有線テレビジョン放送法にて定義する幹線、分配線及び引込線に相当)は、適用を除外されております。
- 3 電気通信役務利用放送事業者の場合でも、利用する電気通信事業者について(たとえばNTT東西殿の回線)、局舎からクロージャまでの端末系伝送路設備は適用を除外されていると考えております。

- ・ 今回の放送法の改正は、各種の放送形態に対する制度を統合するもので、従来の有線テレビジョン放送事業者及び電気通信役務利用放送事業者の概念は統合され、同等の規制を課せられると認識しております。また、ハードの設置においては、新たな届出等を必要とせず電気通信事業法上の登録等にてこれに代わると受けとめております。しかしながら、現在、作業班にて検討されている規制が課された場合、従来の有線テレビジョン放送事業者は、有線テレビジョン放送法、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法のいずれにおいても課せられていなかった、予備のための伝送路設備、すなわちヘッドエンドからタップオフに至るまでのファイバや同軸の二重化といった、非常に厳しい規制を課せられることとなります。これは、当社を含むケーブルテレビ事業者に対し新たな光ファイバ等の設置等を義務付けることに等しいもので、その設備構築の負担は経営に大きな影響を与える可能性を有しております。

- ・ 更に、現在FTTH等にて電気通信事業を営む電気通信事業者(たとえばNTT東西殿)に同等の規制が課せられない場合、これら回線を利用する電気通信役務利用放送事業者と当社との間で、公正競争の観点から重大な懸念を生じることとなり、結果としてケーブルテレビ事業者が競争上著しく不利な立場と考えております。

従いまして、当社としては、論点6にある予備の回線については、現状の電気通信事業法の規定を準用することが適当と考えます。

その他につきましては、特段の意見はありません。